

## 平成29年度 「子どもの冒険ひろば」補助事業実施要領

### 1 目的

身近な地域の大人が見守る中、子どもたちが自由な発想でのびのびと遊びながら、たくましく生きる力を育む場である「子どもの冒険ひろば」（以下「冒険ひろば」という。）の充実・拡大を図るとともに、市町や地域団体等との連携・協力を進めることで地域ぐるみの子育てを推進する。

併せて、ひろば体験を通じて子どもたちの“ふるさと意識”を醸成することを目的として、「子どもの冒険ひろば」事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

### 2 補助対象団体

補助対象となる団体は、冒険ひろばを開設・運営するNPOや青少年団体・グループ等（以下「運営団体」という。）とする。

### 3 補助対象期間

補助対象となる期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（ただし、新規団体は補助金交付決定日からとする。）

### 4 補助対象事業

#### (1) 冒険ひろば（常設）

運営団体は、概ね月1回以上冒険ひろば（常設）を開設するものとし、原則として定期開催とする。

※冒険ひろば（常設）とは、予め定めた場所において、土日を含めて、子どもたちが使用可能な時間帯に開設するものをいう。

#### (2) 出前ひろば

運営団体は、出前ひろばの新たな場所での開設に努めるものとする。

※出前ひろばとは、臨時的に場所を確保して、冒険ひろばを開設するものをいう。

### 5 実施団体の決定

実施団体については審査の上、決定する。

### 6 補助金の交付

公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）は、運営団体に対し、別に定める補助金交付要綱の規定に基づき補助金を交付する。

### 7 事業の推進方法

(1) 運営団体は、青少年本部や県青少年課、県民局・県民センターの支援及び関係する市町等との連携・協力のもと、あらゆる機会を通じ冒険ひろばのPRを自主的・積極的に行い、地域における活動の定着化に努めるものとする。

(2) 運営団体は、「ひろば交流会」や「活動報告会」など、当該事業に関連の深い青少年本部が実施する事業については、原則参加とする。

### 8 その他

(1) 運営団体は、補助金交付要綱に定める規定に基づき適正な事業執行を心がけるとともに、会計処理等の執行に関し、適宜実施する青少年本部による指導や調査に協力するものとする。

(2) 新規実施団体は、事業着手以降1ヶ月以内に冒険ひろば（広域）を開設するよう努めるものとする。